

亘理町監査委員告示 2 号

地方自治法第199条第9項の規定により指定管理団体監査の結果を次のとおり公表する。

平成27年 6月 1日

亘理町監査委員 齋 藤 功
亘理町監査委員 安 藤 美重子

記

1 監査実施月日

平成27年5月22日（金）の1日間

2 監査の対象

平成26年度における指定管理団体の中から次の団体を抽出し次のとおり監査を実施した。

(1) 逢隈駅東自転車等駐車場

所管課：都市建設課 指定管理団体：下郡区

(2) 浜吉田駅西自転車等駐車場

所管課：都市建設課 指定管理団体：浜吉田西区

3 監査の内容

上記所管課については導入した目的、趣旨は生かされているか、指導監督は適正に行われているか。また、指定管理団体については基本協定書及び年度協定書に基づき事業が施行されているか、会計処理は適正に行われているか。各団体代表者から説明を受け、書類等を審査し、その適否を監査した。

4 監査の結果

上記指定管理団体の及び所管課については、基本協定書及び年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務内容及び履行方法はおおむね適正に執行されていると認められた。

逢隈駅東自転車等駐車場

第1 監査の概要

1 監査の対象

指定管理団体	下郡区
指定管理料	3,059,000円
所管課	都市建設課

2 監査の範囲

平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）に執行された逢隈駅東自転車等駐車場指定管理委託に関する事業について

3 監査の実施日

平成27年5月22日（金）午前9時25分から午前10時27分まで

4 実施した監査手続

所管課より提出された資料及び指定管理者より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

- （1） 利用者が安全で安心できる駐輪場の管理業務を実施する。
- （2） 駅構内の環境美化に努める。
- （3） 自転車等駐車場、トイレ、駅前広場等を毎日巡回し、破損等を発見した場合は早期に補修を行う。
- （4） 個人情報の保護や施設運営上必要な知識について、必要に応じ研修会を実施する。

2 監査の結果

逢隈駅東自転車等駐車場の指定管理者である下郡区および所管課について監査を行った結果、基本協定書・年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務基準に関連する業務の内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されていると認められた。

浜吉田駅西自転車等駐車場

第1 監査の概要

1 監査の対象

指定管理団体	浜吉田西区
指定管理料	3, 121, 000円
所管課	都市建設課

2 監査の範囲

平成26年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)に執行された浜吉田駅西自転車等駐車場指定管理委託に関する事業について

3 監査の実施日

平成27年5月22日(金) 午前10時42分から午前11時50分まで

4 実施した監査手続

所管課より提出された資料及び指定管理者より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

- (1) 3S(整理・整頓・清潔)運動及び利用者への声掛け運動により地域から信頼されるよう努める。
- (2) 駅構内の環境美化に努める。
- (3) 個人情報保護や施設運営上必要な知識について、必要に応じ研修会を実施する。
- (4) 災害時の緊急時における対応については、マニュアルや緊急連絡体制等を機能的に活用し、利用者の安全を最優先として避難誘導を遅延なく適切に実施する。

2 監査の結果

浜吉田駅西自転車等駐車場の指定管理者である浜吉田西区および所管課について監査を行った結果、基本協定書・年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務基準に関連する業務の内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されていると認められた。